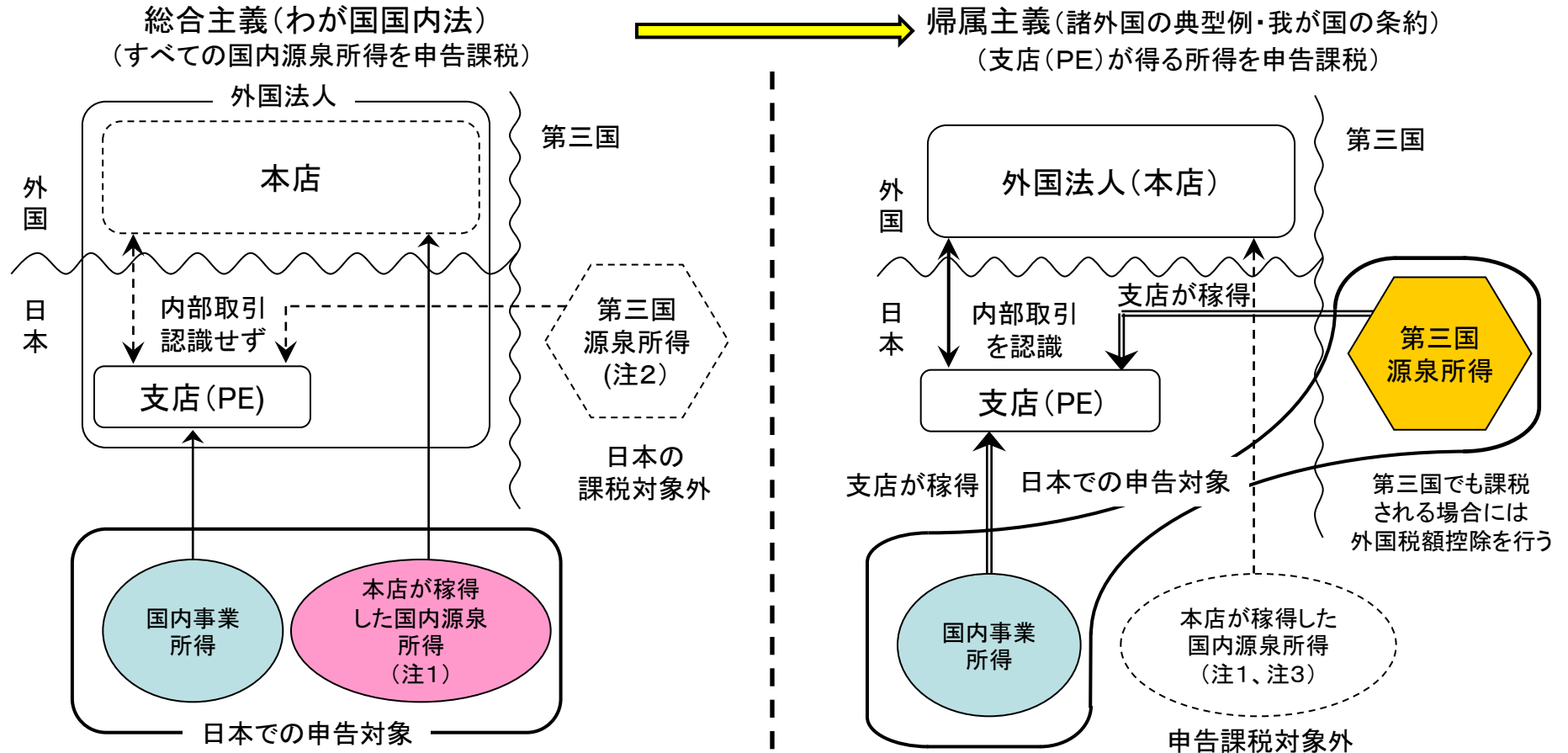


総合主義と帰属主義の違い

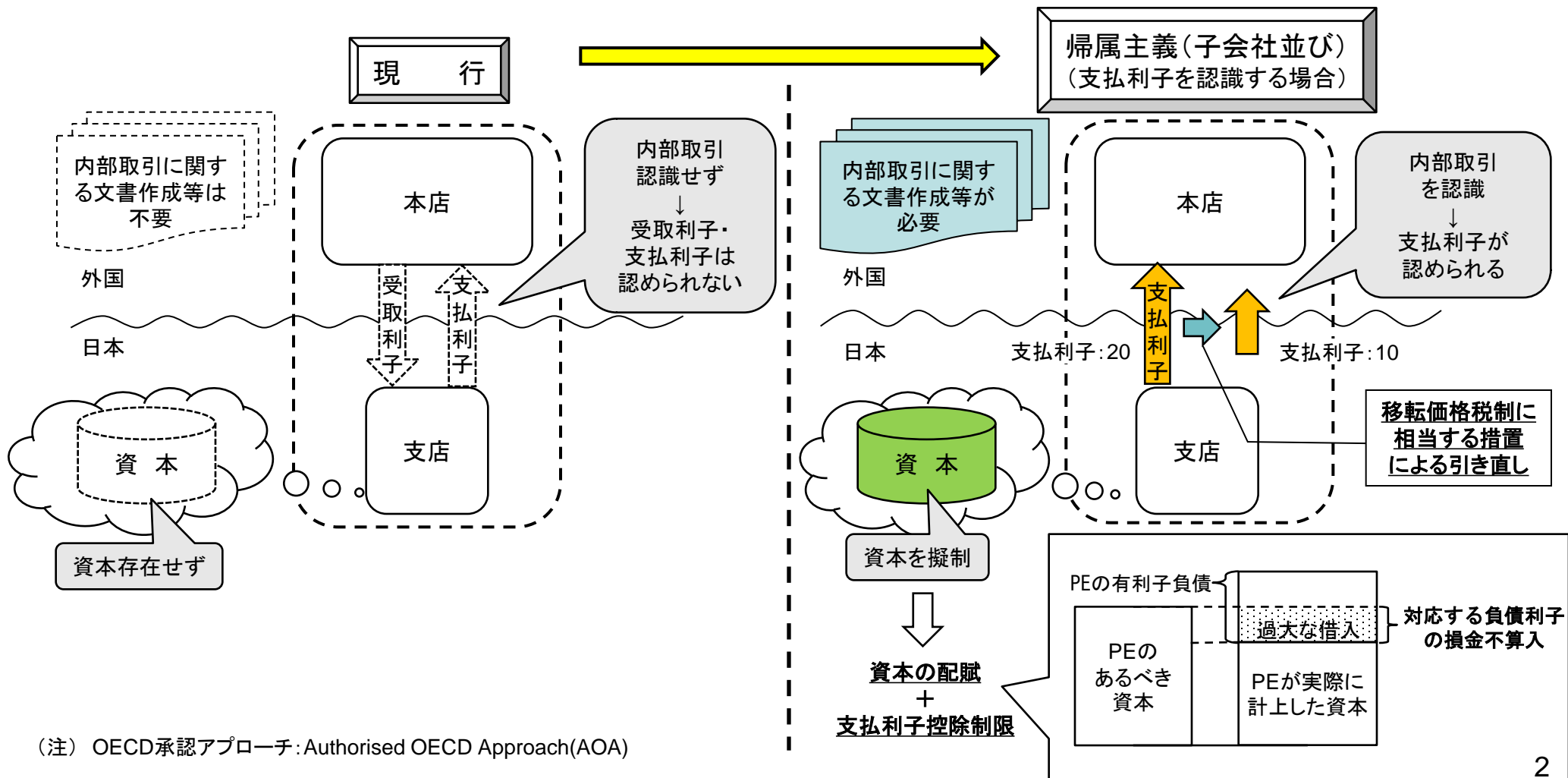
- 外国法人等の支店（PE）が得る所得については、支店（PE）が本店から分離・独立した企業であったとした場合に得られる所得とするとともに、本店と支店（PE）との間の内部取引を認識する。
- 支店（PE）が第三国で得る所得について、日本と第三国の両方から課税されて二重課税が生じる場合、その二重課税を排除するために新たに支店（PE）のための外国税額控除制度を創設する。



(注1)本店が支店(PE)を介さずに行う直接投資等
 (注2)支店(PE)が行う国外投融資で第三国において課税されているもの
 (注3)原則として源泉徴収で課税関係終了

外国法人の国内支店に対する課税の新しい考え方（OECD承認アプローチ）

- 法人格が同一の本店と支店（PE）を、別々の法人である親会社と子会社に見立てて、両国間の課税権を配分する。
- 更に、支店（PE）の課税価額の算定に当たっては、子会社並びであたかも分離・独立した企業であるとした場合に取引される価額で計算することとし、本店と支店（PE）との間の内部取引に関する損益を認識する。
- その際、分離・独立した企業として支店（PE）が果たしている役割・機能を記した書類、及び子会社であれば必要となっていたであろう契約書・領収書等について、文書を作成、提示することを必要とする。



(注) OECD承認アプローチ: Authorised OECD Approach(AOA)

帰属主義に見直すことの意義

- ① 新しいOECDモデル租税条約に沿った共通のルールによりPE帰属所得を計算することとなるため、本店所在地国とPE所在地国から二重に課税される部分が減るとともに、どちらの国からも課税されない「課税の空白」を減らすことにもつながる。
- ② 通常、租税条約は帰属主義の考え方を採用していることから、国内法制が帰属主義となることで租税条約との整合性が図られ、国際的に調和のとれた税制となる。